

別記 2

北海道内の養殖場における衛生対策方法

<目 的>

新疾病を含め、養殖水産動植物の疾病の発生を未然に防止するとともに、万が一発生した場合であっても早期に発見し、迅速にまん延防止措置を講じることが可能となるよう、養殖業者自らが日頃から実践すべき衛生管理の基本を示し、全ての関係者が一体となって水産防疫に取り組むことを目的とする。

1 水産防疫に関する情報収集

養殖業者は、道等が開催する講習会があれば積極的に参加し、農林水産省、都道府県、研究機関等のホームページに掲載されている水産防疫に関する情報を参考に、養殖水産動植物の持続的養殖生産確保法施行規則に定められた特定疾病等についての特徴的な症状や予防に関する知見を深め、国内外の疾病発生状況等を確認しつつ、自衛防疫に努めること。

2 疾病の発生予防に向けた基本的な取組み

(1) 一般衛生管理

養殖業者は、養殖場の周辺海域、河川等の衛生環境を把握し、各種疾病の誘発原因となる飼育水の水質、飼育密度等に留意し、いけす、養殖施設、養殖資機材、保管施設等の清掃、消毒などの衛生管理を徹底し、また、死亡や伝染性疾病に伴う臨床症状を示した魚等を放置することなく適切に回収、処分して、衛生的な飼育環境整備に努めること。

(2) 外部からの親魚、種苗等の導入

ア 養殖業者は、親魚、種苗等を外部から導入する際、あらかじめ導入元での管理状況（導入履歴、疾病の発生状況、衛生管理状況等）を確認し、既に飼育している水産動物と一定期間隔離（海面養殖の場合は区別）して飼育するよう努めるとともに、次に掲げる事項を記録し、少なくとも3年間保管する。

また、管轄振興局が、導入記録の閲覧や立入検査を求めた場合は協力

すること。

(7) 導入日時

(イ) 導入元名、住所

(ウ) 動物種、成長段階（発眼卵、幼生、稚魚、幼魚、月齢など）、数量

(エ) 水産動物の健康観察、飼育環境（飼育水温等）、消毒等の処置等

イ 海外から親魚、種苗等を輸入している場合で、その動物種が水産資源保護法に基づく輸入防疫対象疾病の対象動物に該当する場合については養殖業者は、別記 1 「北海道輸入水産動物着地検査方法」に基づき、道が行う着地検査に協力すること。

(3) 餌料の使用、保管

養殖業者は、餌料の原材料（動物種）、原産国、名称、ロット番号、製造会社（販売元）、流通ルート等を把握した上で使用し、水産防疫上適切な場所と温度で保管すること。

3 水産動植物の健康観察と異状が確認された場合の対応

(1) 水産動植物の健康観察・飼育管理

養殖業者は、日常より水産動植物の健康状態を観察するとともに、次に掲げる事項を記録し、少なくとも 3 年間保管する。また、管轄振興局が導入記録の閲覧や立入検査を求めた場合は協力すること。

(7) 水産動植物の健康状態、異状の有無

(イ) 飼育水温等の飼育環境の状況

(ウ) 死亡数

(エ) 養殖場所の移動・出荷等（具体的な場所）

(オ) 疾病の検査履歴（サンプル場所、数量、検査場所、検査項目・結果等）

(カ) 都道府県の立入検査履歴（年月日、指導事項等）

(2) 水産動植物に異状が確認された場合の対処

養殖業者は、水産動植物の健康状態が通常と異なる場合や、死亡数が増加するなど疾病の疑いがある場合は、速やかに管轄振興局または水産試験場に連絡し、相談すること。

4 水産用医薬品の適正な使用

養殖業者は、水産用医薬品（特に、ワクチン、抗菌剤）について、水産試験場、家畜保健衛生所等指導機関の指導を受けて購入し、承認された用法・用量並びに使用上の注意及び使用期間・休薬期間について遵守して使用するとともに、使用状況を記録し、少なくとも2年間保管すること。

なお、水産用医薬品の使用に当たっては、「水産用医薬品の使用について」（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課発刊）を参照すること。